

特別養護老人ホーム 川口シニアセンター

4人部屋タイプ[°] 利用料金概算 1割負担 * 1ヶ月 (30日分)

第1段階の方

介護度	利用料 (※1)	食費 (※2)	居住費 (※3)	日用品費 (※4)	合計
要介護3	¥26,340	¥9,000	¥0	¥6,300	¥41,640
要介護4	¥28,740	¥9,000	¥0	¥6,300	¥44,040
要介護5	¥31,020	¥9,000	¥0	¥6,300	¥46,320

第2段階の方

介護度	利用料 (※1)	食費 (※2)	居住費 (※3)	日用品費 (※4)	合計
要介護3	¥26,340	¥11,700	¥11,100	¥6,300	¥55,440
要介護4	¥28,740	¥11,700	¥11,100	¥6,300	¥57,840
要介護5	¥31,020	¥11,700	¥11,100	¥6,300	¥60,120

第3段階の方

介護度	利用料 (※1)	食費 (※2)	居住費 (※3)	日用品費 (※4)	合計
要介護3	¥26,340	¥19,500	¥11,100	¥6,300	¥63,240
要介護4	¥28,740	¥19,500	¥11,100	¥6,300	¥65,640
要介護5	¥31,020	¥19,500	¥11,100	¥6,300	¥67,920

第4段階の方

介護度	利用料 (※1)	食費 (※2)	居住費 (※3)	日用品費 (※4)	合計
要介護3	¥26,340	¥51,000	¥25,650	¥6,300	¥109,290
要介護4	¥28,740	¥51,000	¥25,650	¥6,300	¥111,690
要介護5	¥31,020	¥51,000	¥25,650	¥6,300	¥113,970

4人部屋タイプ[°] 利用料金概算 2割負担 3割負担 * 1ヶ月 (30日分)

第4段階の方 (2割負担)

介護度	利用料 (※1)	食費 (※2)	居住費 (※3)	日用品費 (※4)	合計
要介護3	¥52,620	¥51,000	¥25,650	¥6,300	¥135,570
要介護4	¥57,420	¥51,000	¥25,650	¥6,300	¥140,370
要介護5	¥62,010	¥51,000	¥25,650	¥6,300	¥144,960

第4段階の方 (3割負担)

要介護3	¥78,900	¥51,000	¥25,650	¥6,300	¥161,850
要介護4	¥86,100	¥51,000	¥25,650	¥6,300	¥169,050
要介護5	¥92,970	¥51,000	¥25,650	¥6,300	¥175,920

※1 利用料には、介護福祉施設サービス費（ユニット型個室）・栄養マネジメント加算・看護体制加算（Ⅰ）（Ⅱ）・日常生活継続支援加算・夜勤職員配置加算 13 単位・口腔衛生管理体制加算 30 単位（月）・介護職員処遇改善加算、介護職員等特定処遇改善加算が含まれます。その他、初期加算 30 単位／日・療養食加算 18 単位／日・経口移行加算 29 単位／日・口腔衛生管理加算 113 単位／月・個別機能訓練加算 13 単位・退所時相談援助加算 411 単位／回、退所前後訪問相談援助加算 473 単位／回、退所前連携加算 514 単位／回等がかかる場合があります。

※2・3 市町村民税世帯非課税の方で、資産調査結果により介護保険負担限度額認定証が発行された方は、以下のとおりの減額の制度があります。

負担限度額	第1段階	第2段階	第3段階	第4段階
食費	300 円	390 円	650 円	1,700 円
居住費	0 円	370 円	370 円	855 円

※4 日用品費には、歯ブラシ、歯磨き粉、石鹸、シャンプー、タオル、ティッシュペーパー、おしぼりなどが含まれます。

介護保険負担限度額認定の段階

	配偶者がいない場合	配偶者がいる場合
第1段階	生活保護受給者または老齢福祉年金受給者（世帯全員が住民税非課税の方）	
第2段階	<ul style="list-style-type: none"> 世帯全員が住民税非課税 本人の課税対象年金収入額＋合計所得金額と非課税年金収入額の合計額が年額 80 万円以下の方 本人の預貯金等が 1,000 万円以下 	<ul style="list-style-type: none"> 世帯全員が住民税非課税 本人の課税対象年金収入額＋合計所得金額と非課税年金収入額の合計額が年額 80 万円以下の方 夫婦の預貯金等が 2,000 万円以下
第3段階	<ul style="list-style-type: none"> 世帯全員が住民税非課税 本人の課税対象年金収入額と合計所得金額と非課税年金収入額の合計額が年額 80 万円を超える方 本人の預貯金が 1,000 万円以下 	<ul style="list-style-type: none"> 世帯全員が住民税非課税 本人の課税対象年金収入額と合計所得金額と非課税年金収入額の合計額が年額 80 万円を超える方 夫婦の預貯金が 2,000 万円以下
第4段階	住民税課税世帯の方	

? お問い合わせ

受付時間：9時から17時まで 年中無休



特別養護老人ホーム 川口シニアセンター 生活相談室

〒333-0833 埼玉県川口市西新井宿 1216-6

048-291-2120



〒333-0833 埼玉県川口市西新井宿 1193-1

048-299-5292



info@kousei-sws.or.jp

URL

<http://www.kousei-sws.or.jp>